

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和6年5月15日
【四半期会計期間】	第61期第1四半期（自 令和6年1月1日 至 令和6年3月31日）
【会社名】	株式会社ジェクシード
【英訳名】	GEXEED CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 今井 俊夫
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田錦町三丁目17番地11
【電話番号】	03(5259)7010
【事務連絡者氏名】	経営管理部 部長 増尾 雅人
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田錦町三丁目17番地11
【電話番号】	03(5259)7010
【事務連絡者氏名】	経営管理部 部長 増尾 雅人
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第60期 第1四半期 累計期間	第61期 第1四半期 累計期間	第60期
会計期間	自令和5年1月1日 至令和5年3月31日	自令和6年1月1日 至令和6年3月31日	自令和5年1月1日 至令和5年12月31日
売上高 (千円)	145,826	168,627	671,197
経常利益又は経常損失 () (千円)	275	132	2,313
四半期(当期)純損失 () (千円)	64	472	70,555
持分法を適用した場合の投資利益 又は投資損失 () (千円)	108	-	15,128
資本金 (千円)	483,468	633,458	633,458
発行済株式総数 (千株)	23,100	24,291	24,291
純資産額 (千円)	868,730	1,104,101	1,104,326
総資産額 (千円)	962,508	1,186,676	1,199,204
1株当たり四半期(当期)純損失 () (円)	0.00	0.02	2.98
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	90.3	92.4	91.4

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益につきましては、第60期第1四半期については潜在株式は存在しないため記載しておりません。第60期及び第61期第1四半期については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期(当期)純損失のため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。

当第1四半期累計期間における我が国経済は、雇用・所得環境の改善が見込まれる中、各種政策の効果もあり、足踏みはみられるが緩やかに回復しております。一方、世界的な金融引き締めに伴う影響や中国経済の先行き懸念など、海外の下振れが我が国経済を下押しするリスクとなっています。また、物価上昇、中東地域をめぐる情勢、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要があります。このような環境のもと、各企業は様々な対抗策を講じ、企業価値向上を目指していくとみられており、企業のデジタル変革(DX)やテレワークの推進に導入コストを抑えられるクラウドERPの需要は引き続き拡大しております。また、非IT分野へと業容を拡大し、更なる企業成長を目指しております。昨年未より開始いたしましたデジタルサイネージ事業においては提案を活発に実施しております。

(1) 経営成績の状況

当第1四半期累計期間の売上高は、168,627千円(前年同期比115.6%)、営業損失は169千円(前年同期は営業損失246千円)、経常損失は132千円(前年同期は経常利益275千円)、四半期純損失は472千円(前年同期は四半期純損失64千円)となりました。

当第1四半期累計期間の案件獲得状況においては、NetSuiteの導入支援では、新規のオラクル社紹介案件が増加し複数提案を実施しており1件大型案件を獲得しました。また、JD Edwardsの既存顧客における大規模改修要望は順調に増加しており、子会社統合の大型案件も獲得し2月からプロジェクトがスタートいたしました。引き続きクライアントのニーズに的確に対応していく所存であります。

なお、本年度も経営基盤の再構築を更に進めるとともに、当社の既存事業領域に隣接した事業領域での事業拡大及び新たな非IT事業領域への進出等の検討を進め、積極的に資本・業務提携やM&Aを進めてまいります。

当社におきましては、引き続き従業員のテレワークを推奨しておりますが、業務の遂行において支障は出ておりません。

セグメントごとの経営実績は次のとおりであります。

ITコンサルティング事業の売上高は146,284千円、営業利益は20,002千円、デジタルサイネージ事業の売上高は22,343千円、営業利益は20,080千円となりました。なお、前事業年度末より、「ITコンサルティング事業」の単一セグメントから、「ITコンサルティング事業」、「デジタルサイネージ事業」の2区分に変更したため、前年同期比較は行っておりません。

[ITコンサルティング事業]

既存事業領域(業務コンサルティング)

当社の主要な事業分野である「ERPコンサルティング」においては、JD Edwards及びNetSuiteに関連の案件が増加しております。JD Edwardsは既存顧客の主に現行システム延命のためバージョンアップやクラウド移行、機能の追加や法改正(インボイス制度)対応のための案件が増加し、来年度は3社統合案件の大型プロジェクトが開始されました。NetSuiteに関しては、オラクル社、日本アイ・ビー・エム社と関係を更に強化したことで新規案件が前年度の約3倍近く急増しました。新規案件獲得のためにユーザー複数社への提案活動を継続的に実施しております。獲得後のプロジェクトを遂行できるよう本年度においてはNetSuite事業本部を設立しコンサルタント数名の採用を行いました。「人事コンサルティング」の分野においては、テレワークの推進によりタレントマネジメント(人材の適材配置及び育成管理)の導入を検討する企業が前年度よりも増え、提案件数が増え獲得数も増えました。コンサルタントを増員すれば更に獲得数は増えるため、プロパーコンサルタント採用は急務となります。現在採用活動を強化しております。

自動化・効率化コンサルティング領域(RPA、AI、DX等)

AI、DX領域においては検討をしている既存顧客は増加していると思いますが、需要が拡大している既存事業領域でのコンサルタント稼働を優先させていることで提案ができておりません。協業パートナーによる提案と外注リソースによる実施を進めていく予定です。

M&A及び新規事業領域

既存事業領域における事業の拡大、新たな非IT事業領域への進出に向けた検討、当社との間でシナジーが期待できる企業との資本・業務提携等のM&Aの検討及び交渉を継続し、M&Aや新規事業領域において具体的な進捗がみられ業績予想に影響が生じると判断した場合には速やかに公表いたします。

その他

安定的な経営を継続するために、以下の取り組みを積極的に進めております。

1. IT未経験者の採用
2. 即戦力となるコンサルタントの採用、外部コンサルタントとの協業
3. コンサルタントの育成（スキルアップ）
4. プロジェクト収益率の改善
5. AI、DX領域への既存顧客向け提案
6. 非IT事業領域のための営業力強化
7. 新たな非IT事業領域への進出検討
8. 株主還元策の充実

[デジタルサイネージ事業]

台湾の大手LEDメーカーと提携し、その製品を輸入しLED看板設置とアドトラックによる広告提案を複数件実施しております。クローズするまでに時間がかかりますが、第2四半期からLED看板設置とアドトラックによる広告がスタートいたします。

アドトラックによる広告提案に合わせ、需要の高い中古トラックの売買も実施しております。

(2) 財政状態の分析

総資産は、前事業年度（以下「前期」という）末と比べ12,528千円減少し、1,186,676千円となりました。

流動資産は、前期末に比べ、46,276千円減少し、876,012千円となりました。これは主に現金及び預金の減少によるものであります。

固定資産は、前期末に比べ、33,749千円増加し、310,664千円となりました。これは主に建設仮勘定の増加によるものであります。

負債合計は、前期末に比べ、12,303千円減少し、82,575千円となりました。

流動負債は、前期末に比べ、12,778千円減少し、58,150千円となりました。これは主に買掛金の減少によるものであります。

固定負債は、前期末に比べ、476千円増加し、24,425千円となりました。これは退職給付引当金の増加によるものであります。

純資産合計は、前期末に比べて225千円減少し、1,104,101千円となりました。これは主に、その他有価証券評価差額金の減少によるものであります。

(3) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

前事業年度の有価証券報告書に記載した「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況分析」中の会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について重要な変更はありません。

(4) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期累計期間において、当社が定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第1四半期累計期間において、当社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題について重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(6) 研究開発活動

該当事項はありません。

(7) 経営成績に重要な影響を与える要因

当社の経営成績に重要な影響を与える要因は、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクのとおりであり、重要な変更はありません。

(8) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社の主な資金需要は、ITコンサルティング提供のための労務費、外注費、経費並びに販売費及び一般管理費等の営業費用となります。これらにつきましては、基本的に営業活動によるキャッシュ・フローや自己資金を充当し、状況に応じて金融機関からの借入等による資金調達で対応していくこととしております。

なお、現在の現金及び現金同等物の残高、営業活動から得る現金及び現金同等物の水準については、当面事業を継続していくうえで十分な流動性を確保しているものと考えております。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	50,000,000
計	50,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (令和6年3月31日)	提出日現在発行数(株) (令和6年5月15日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	24,291,132	24,291,132	東京証券取引所 スタンダード市場(提出日現在)	単元株式数100株
計	24,291,132	24,291,132	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、令和6年5月1日からこの四半期報告書提出までの新株予約権の行使により発行された株式数は含んでおりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額(千円)	資本準備金 残高(千円)
令和6年1月1日～ 令和6年3月31日	-	24,291,132	-	633,458	-	733,426

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（令和5年12月31日）に基づく株主名簿による記載をしておりません。

【発行済株式】

令和6年3月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式（自己株式等）	-	-	-
議決権制限株式（その他）	-	-	-
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 200	-	-
完全議決権株式（その他）	普通株式 24,288,700	242,887	-
単元未満株式	普通株式 2,232	-	-
発行済株式総数	24,291,132	-	-
総株主の議決権	-	242,887	-

【自己株式等】

令和6年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（％）
株式会社ジェクシード	東京都千代田区 神田錦町三丁目17番地11	200	-	200	0.00
計	-	200	-	200	0.00

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間（令和6年1月1日から令和6年3月31日まで）及び第1四半期累計期間（令和6年1月1日から令和6年3月31日まで）に係る四半期財務諸表について、フロンティア監査法人による四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (令和5年12月31日)	当第1四半期会計期間 (令和6年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	730,583	390,405
売掛金	147,438	289,162
仕掛品	3,216	2,025
前払費用	4,911	9,064
未収入金	21,354	78,090
短期貸付金	-	40,000
前渡金	6,770	61,537
その他	8,933	7,214
貸倒引当金	918	1,488
流動資産合計	922,288	876,012
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	1,674	1,637
車両運搬具(純額)	-	8,066
工具、器具及び備品(純額)	148	141
建設仮勘定	246,961	272,460
有形固定資産合計	248,785	282,306
無形固定資産		
	0	0
投資その他の資産		
投資有価証券	18,459	18,687
関係会社株式	0	0
その他	9,670	9,670
投資その他の資産合計	28,130	28,358
固定資産合計	276,915	310,664
資産合計	1,199,204	1,186,676
負債の部		
流動負債		
買掛金	32,219	15,334
未払法人税等	3,136	608
賞与引当金	-	5,710
その他	35,572	36,496
流動負債合計	70,928	58,150
固定負債		
退職給付引当金	23,949	24,425
固定負債合計	23,949	24,425
負債合計	94,878	82,575
純資産の部		
株主資本		
資本金	633,458	633,458
資本剰余金	733,426	733,426
利益剰余金	263,735	264,208
自己株式	29	29
株主資本合計	1,103,120	1,102,647
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	6,837	6,609
評価・換算差額等合計	6,837	6,609
新株予約権	8,042	8,062
純資産合計	1,104,326	1,104,101
負債純資産合計	1,199,204	1,186,676

(2) 【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自 令和5年1月1日 至 令和5年3月31日)	当第1四半期累計期間 (自 令和6年1月1日 至 令和6年3月31日)
売上高	145,826	168,627
売上原価	111,841	127,014
売上総利益	33,985	41,613
販売費及び一般管理費	34,231	41,782
営業損失()	246	169
営業外収益		
受取利息	522	3
還付加算金	-	23
為替差益	-	9
営業外収益合計	522	36
経常利益又は経常損失()	275	132
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失()	275	132
法人税、住民税及び事業税	340	340
法人税等合計	340	340
四半期純損失()	64	472

【注記事項】

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

該当事項はありません。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 令和5年1月1日 至 令和5年3月31日)	当第1四半期累計期間 (自 令和6年1月1日 至 令和6年3月31日)
減価償却費	193千円	777千円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自 令和5年1月1日 至 令和5年3月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

当第1四半期累計期間(自 令和6年1月1日 至 令和6年3月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(持分法損益等)

	前事業年度 (令和5年12月31日)	当第1四半期会計期間 (令和6年3月31日)
関連会社に対する投資の金額	0千円	0千円
持分法を適用した場合の投資の金額	-	-

	前第1四半期累計期間 (自 令和5年1月1日 至 令和5年3月31日)	当第1四半期累計期間 (自 令和6年1月1日 至 令和6年3月31日)
持分法を適用した場合の投資利益	108千円	-千円

(セグメント情報等)

前第1四半期累計期間(自 令和5年1月1日 至 令和5年3月31日)

当社は、コンサルティング事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当第1四半期累計期間(自 令和6年1月1日 至 令和6年3月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額	四半期財務諸表 計上額
	ITコンサルティング事業	デジタルサイ ネージ事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	146,284	22,343	168,627	-	168,627
計	146,284	22,343	168,627	-	168,627
セグメント利益又は損 失()	20,002	20,080	40,083	40,252	169

(注) 1. セグメント利益の調整額 40,252千円には、セグメントに配分していない全社費用が含まれております。全社費用は、主にセグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益は、四半期損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントの変更等に関する事項

当社は、従来「ITコンサルティング事業」のみの単一セグメントとしておりましたが、デジタルサイネージ事業を開始したことから、前事業年度よりセグメント情報を開示しております。

なお、前第1四半期累計期間のセグメント情報を当第1四半期累計期間の区分方法により作成した情報については、デジタルサイネージ事業を前第4四半期会計期間より開始したことから開示を行っておりません。

また、第1四半期会計期間より、報告セグメントの業績をより適切に評価するため、管理費用等の配分方法を見直すとともに、「ITコンサルティング事業」に配分していた費用のうち一部については、全社費用として「調整額」に含めて開示する方法に変更しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

- ・前第1四半期累計期間(自 令和5年1月1日 至 令和5年3月31日)
当社は、コンサルティング事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益の区分は概ね単一であることから、記載を省略しております。

- ・当第1四半期累計期間(自 令和6年1月1日 至 令和6年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント		合計
	ITコンサルティング	デジタルサイネージ	
ITコンサルティング	146,284	-	146,284
デジタルサイネージ関連商品販売	-	16,445	16,445
その他	-	5,897	5,897
顧客との契約から生じる収益	146,284	22,343	168,627
その他の収益	-	-	-
外部顧客への売上高	146,284	22,343	168,627

(1株当たり情報)

1株当たり四半純期純利益又は純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 令和5年1月1日 至 令和5年3月31日)	当第1四半期累計期間 (自 令和6年1月1日 至 令和6年3月31日)
1株当たり四半期純損失()	0円00銭	0円02銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失()(千円)	64	472
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純損失()(千円)	64	472
普通株式の期中平均株式数(株)	23,100,495	24,290,895

(注)潜在株式調整後1株当たり四半期純利益につきましては、前第1四半期累計期間は潜在株式が存在しないため記載しておりません。当第1四半期累計期間は、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失のため記載しておりません。

(重要な後発事象)

(自己株式の取得)

当社は、令和6年5月15日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき自己株式を取得に係る事項について決議いたしました。

1.自己株式の取得を行う理由

株主還元の実、資本効率の向上のため、機動的な自己株式取得を行うものです。

2.取得に係る事項の内容

(1)取得する株式の種類:普通株式

(2)取得する株式の総数:2,000千株(上限)

(3)株式取得価額の総額:3億円(上限)

(4)自己株式取得の期間:令和6年5月16日から令和6年11月15日

(5)取得方法:東京証券取引所における市場買付

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

令和6年5月13日

株式会社ジェクシード

取締役会 御中

フロンティア監査法人

東京都品川区

指定社員 公認会計士 藤井 幸雄
業務執行社員

指定社員 公認会計士 青野 賢
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジェクシードの令和6年1月1日から令和6年12月31日までの第61期事業年度の第1四半期会計期間（令和6年1月1日から令和6年3月31日まで）及び第1四半期累計期間（令和6年1月1日から令和6年3月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ジェクシードの令和6年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・継続企業的前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。